

人道支援組織及び職員・ボランティア・関係者は 支援対象者を性的搾取と虐待から 守る責任があります



1

性的搾取と虐待 (SEA) は決して許されません

2

SEAの疑いがある場合は、速やかに報告しなければなりません

3

SEAの被害もしくははその疑いの通報・報告を受けた時には、被害者/サバイバーの安全と健康に配慮し、守秘義務を守って適切な手順で情報を管理します

4

被害者/サバイバーの希望を尊重し、地域の「ジェンダーに基づく暴力」支援に携わる団体などと協力して、適切なサポートを提供します

5

SEA予防・再発防止策に取り組みます

PSEAに取り組むために、
実践ハンドブックをご活用ください

日本語版

英語版



PSEA (性的搾取・虐待からの保護)

担当者：

連絡先：

参考資料

UN Secretariat (2003) Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse. Secretary-General's Bulletin. ST/SGB/2003/13. IASC (2019) IASC Six Core Principles Relating to Sexual Exploitation and Abuse.

発行者：PSEAHワーキング・グループ（事務局・特定非営利活動法人国際協力NGOセンター（JANIC）） <https://www.japanplatform.org/PSEAH/>